

別表1

千葉市健康づくり推進事業所 認証基準

項目	No	取組内容	認証区分		
			グリーン	ブルー	スカーレット
宣言	1	従業員の健康づくりに関する宣言をし、事業所内で共有している。	必須	必須	必須
組織体制	2	経営者（申請事業所の代表者）自身が、年に1回健康診断（注1）を受診している。		必須	必須
	3	健康づくり担当者を設置している。		必須	必須
	4	（加入保険組合の求めに応じ）40歳以上の従業員の定期健康診断（注2）のデータを提供している。		必須	必須
	5	定期健康診断の受診率を把握し、未受診者に対し受診勧奨をしている。 ※「スカーレットクラス」受診率95%以上（対象者が20人未満の事業所は未受診者1人）が対象		必須	必須
従業員の健康課題の把握と必要な取組みの検討	6	従業員のメンタルヘルスの状況を把握している。		必須	必須
	7	事業所（本社を含む）における健康課題を把握している。		必須	必須
	8	上記健康課題を踏まえ、重点的に進めていく取組みを実施している。		必須	必須
	9	上記健康課題を解決するための取組みについて、具体的な推進計画を策定している。			必須
	10	働きやすい職場づくりを推進している。			
従業員の健康に関する環境づくり	11	定期健康診断やその結果に基づく再検査や保健指導、がん検診等の受診環境の整備をしている。			
	12	従業員向けに事業所内に健康に関する機器を設置している。			
	13	従業員向けに健康づくりに関する情報提供（運動・栄養・メンタルヘルス・休養など）をしている。			
	14	従業員向けに健康づくりに関する講演会等を開催または参加させている。（オンライン含む）※女性特有の健康課題に関する講演会はNo. 23に該当			
	15	健康やハラスメントに関する相談窓口を設置または外部機関の保健事業を活用している。			
	16	運動機会の増進に向けた取組みを実施している。			
従業員の心身の健康づくりに関する具体的な取組み	17	食生活の改善に向けた取組みを実施している。			
	18	歯・口腔に関する取組みを実施している。（注3）			
	19	禁煙に関する取組みを実施している。または喫煙者はいない。			
	20	メンタルヘルス不調者に関する取組みを実施している。（注4）			
	21	長時間労働者に関する取組みを実施している。（注5）			
	22	感染症予防に関する取組みを実施している。			
	23	女性特有の健康課題に関する取組みを実施している。			
地域貢献	24	地域住民を対象とした健康づくりに関する普及啓発やイベントを実施している。			必須
評価・今後の取組	25	健康課題への取組みを評価している。			必須
	26	上記評価の結果を踏まえ、取組みを改善している。			必須

(注1) 健康診断の項目は、労働安全衛生規則第44条に基づく一般定期健康診断以上を受診していることが要件です。

(注2) 「定期健康診断」とは、労働安全衛生規則第44条に基づく一般定期健康診断です。

(注3) 労働安全衛生法第66条第3項に基づく歯科健診（歯科特殊健康診断）は、法令上の義務のため、該当なりません。

(注4) 従業員が50人以上の事業所において労働安全衛生法第66条の10の3に基づく医師による面接指導は、法令上の義務のため該当なりません。

(注5) 労働安全衛生法第66条の8に基づく「時間外・休日労働時間が1月あたり80時間を超える労働者であって、申出を行ったものへの医師による面接指導」は、法令上の義務のため、該当なりません。